

施行前の相続分、登記期限まで残り約1年。空き家あんしん相談室、帰省後の“先送り”を防ぐ「空き家問題解決ガイド」を公開

令和9年3月の期限を前に、名義・家族・現地の課題を整理し「負動産化」を回避する手法を伝授

idea株式会社（所在地：東京都、代表取締役：清野秀之）が運営する「空き家あんしん相談室」は、帰省後に実家問題を先送りにしてしまうことで発生するリスクを解説し、具体的な解決手順をまとめた「空き家問題解決ガイド」の案内を開始しました。

■ 背景：令和9年3月に迫る「義務化の期限」と先送りのリスク

2024年4月に開始された相続登記の義務化では、施行日前に発生していた相続分についても、原則として令和9年（2027年）3月31日までに登記申請を行う必要があります。申請を怠り、かつ正当な理由がないと認められる場合には、10万円以下の過料（罰金）の対象となります。令和8年1月現在は、この「施行前の相続分」に対する期限まで残り約1年と迫った重要な時期です。帰省で実家の課題に気づきながらも対策を後回しにすることは、法的期限への対応を困難にするだけでなく、建物の物理的な劣化による資産価値の低下を招きます。

■ 放置によって発生する具体的な「放置リスク」

空き家あんしん相談室では、以下のリスクを未然に防ぐための早期整理を推奨しています。

- ・ **相続登記の遅延リスク**：義務違反による過料や、相続人が増えることによる権利関係の收拾困難。
- ・ **損害賠償リスク**：老朽化により台風などで屋根が飛ぶなど、他者へ被害を与えた場合の責任。
- ・ **行政・税金リスク**：管理不全で「特定空き家」に指定されると、税金の優遇措置が消滅し、解体命令や費用負担が発生する。
- ・ **家族間対立リスク**：兄弟・親族間での感情的な対立や、意見の不一致による停滞。

■ 「現状把握」の次の一手：空き家問題解決ガイド 同相談室では、「3ステップ チェックリスト」で現状（名義・関係者・現地状況）を整理した方々へ向け、より実践的な解決ノウハウを提供します。

■ 入手方法 下記ページより、公式LINE登録後に配信いたします。

URL：<https://www.akiya-anshin.com/checklist>

【会社概要】

会社名：idea 株式会社

代表者：清野秀之 所在地：東京都渋谷区恵比寿南 3-1-1
いちご恵比寿グリーンガラスビル 6F

事業内容：空き家相談・相続支援・不動産売買サポート

URL：<https://www.i-dea.co.jp/>

【本件に関するお問い合わせ先】

担当：清野秀之

TEL：080-4005-6321

E-Mail：seino@i-dea.co.jp